

## 農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う農用地利用計画変更申出 受付の一時休止について

本市は、令和2年12月に国において「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更され、令和4年1月に香川県において「農業振興地域整備基本方針」が変更されたことに伴い、農業振興地域整備計画の全体見直しに着手しているところでございます。

そのため、同計画の素案決定後、県と協議を開始して全ての手続きが完了するまでのおおむね3か月間、本市では、農用地利用計画の変更申出（農用地区域からの除外・農用地区域への編入・用途区分の変更）に係る受付を一時休止いたします。

受付の休止期間については、下記のとおりです。

なお、全体見直し後において、農用地区域に変更が生じる場合がありますので、見直し前に農用地の照会をした土地につきましては、再度、御確認をお願いいたします。

### 記

- 1 受付の休止期間 令和6年11月18日（月）から令和7年3月上旬（全体見直し完了まで）  
（おおむね3か月間）

※ 受付の休止期間は現時点での予定であり、県との協議及び県の同意の状況によって、遅れる場合があります。

なお、令和7年4月（定例）の受付は、完了後に再開します。

詳しくは、高松市役所 農林水産課農振担当にお問い合わせ下さい。

TEL：087-839-2422